議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成26年5月29日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成26年5月29日(木) 午後1時00分~午後2時25分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員 部 会 長 竹 井 道 男

副部会長服部孝規

部 会 員 西川憲行 髙島 真 尾崎邦洋

中 﨑 孝 彦 森 美和子

副会長前田耕一

- 4 欠席会員 会 長宮崎勝郎
- 5 事務局 渡 邉 靖 文 山 川 美 香 髙 野 利 人 村 主 健太郎 新 山 さおり
- 6 案 件 1. 第20回検討部会の確認事項について
 - 2. 議会改革白書2014への掲載内容の確認について
 - 3. 議題
 - (1) 市民アンケートについて
 - (2) 政務活動費の会計帳簿の公開について
 - (3) 常任委員会の年間スケジュールについて
 - (4) 全員協議会調査結果について
 - (5) 議会基本条例の基本理念の抽出について
 - (6) 議会の情報化について
 - (7) 議会基本条例逐条解説の改訂について
 - (8) 今後の取り組みについて
 - 4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

〇部会長(竹井道男君) それでは、時間が来ましたので、第21回の検討部会を開会させていただきます。

朝から本会議、それから写真撮影、それから来週は通告も控えていますので、大変忙しい時期ではありますけれども、月1回ぐらいの開催を考えたら、お尻のほうが10月ですので、10月の多分全協も、10日とか、5日とか、そんな時期になりますので、そういうことからいけば、9月中までに解決したいものもまだまだ大量に残っていますので、きょうでわかる段階のものを用意させましたので、前回から引き続いたものもありますし、特に今回、アンケートの内容をやるためにきょうは集まってもらったんです。ちょっとまだ素案の素案ぐらいまでになっておりますけれども、その辺の説明も兼ねてやらせていただこうと思います。

それから、きょうは議長と局長は東京のほうへ、全国議長会の関係で上京をされましたので、議長は欠席、それから事務局長も一緒に行っている関係上、欠席ですので、その旨、報告をさせていただきます。

それでは、事項書にのっとりまして、第21回の検討部会を開催させていただきます。 まず、前回、20回の検討部会の確認事項について、事務局より報告をいたさせます。 渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは、第20回検討部会の確認事項ということで、1点目、検 討課題に対する意見の集約結果についてでございます。

これにつきましては、第18回の検討部会のときに5項目、1点目は議会からの審議会等へ委員として派遣を廃止したことによる議会の関与について、2点目は議決を要しない計画等への議会の意見反映について、3点目、議会報告会の開催について、4点目が常任委員会の年間スケジュールについて、5点目として新たな検討課題ということで、政策検討会議の設置についてと、この5項目を各会派のほうで一度協議してほしいということで持ち帰っていただき、19回の部会のときに各会派からご報告のほうをしていただきました。その報告の内容を20回では一覧表で整理をさせていただきました。それぞれ1項目ずつ、この部会としての方向性を一応その場でまとめていただきました。

まず、1点目の議会からの審議会等へ委員として派遣を廃止したことによる議会の関与についてということでございますが、これについての部会の方向性といたしましては、予算書・決算書が議会に提出されておりますシルバー人材センター、地域社会振興会、社会福祉協議会、土地開発公社、この4団体、それから相手側から懇談の場の要請があります農業再生協議会と農業振興地域整備促進協議会、これについては委員会で関与することとし、正副委員長会議で確認してもらうということになりました。それから、国保運営協議会と行政改革推進委員会については、もう少し会派で議論していただくというふうなことで前回まとまったと思っております。

続きまして、2点目の議決を要しない計画等への議会の意見反映についてということでございますが、この部会の方向性としましては、パブリックコメントを実施する計画に対して関与をすると。そして、正副委員長会議で議論していただいて、それぞれの委員会の中で計画の確認をしていただくということをご確認いただきました。

続きまして、3点目の議会報告会の開催についてでございますが、議会報告会につきましては、先 般、4月に議会運営委員会のほうで視察をしていただき、そのテーマの一つに議会報告会が上げてご ざいました。そういった議運の視察の内容や他市の状況を踏まえ、どういう方法でやるのかまだまだ 検討が必要ということと、これから市民アンケートを実施いたしますが、その中でも議会報告会につ いての調査項目も入れる予定をしております。

各会派の集約結果を見ますと、議会報告会はするというふうなことになってこようかとは思うんですが、これからもう少し研究をして、やるということが決まれば、改めてその内容を示していくということで、とりあえず結論としては、現時点では先送りするというふうなことだったかと思います。

続きまして、4点目の常任委員会の年間スケジュールについてでございますが、これにつきまして は年間スケジュールを立てて、正副委員長会議で確認をしていただいて、それぞれの委員会で年間スケジュールを詰めていただくというふうなことで方向性が出たかと思います。

それから、最後の新たな検討課題ということで、政策検討会議の設置についてでございますが、現在、全員協議会の所掌事項には報告事項と協議事項が規定をされておりますが、現時点での協議事項の運用は今のところしておらず、報告を受けておると、報告の場ということになっております。そこで、この全員協議会では、協議事項を抜いて、報告の場だけにしてはどうかということで、協議事項については新たな場を設けてはどうかというふうなことで検討いただいておりました。

各会派の意向としては、設置をしてもいいんじゃないかというふうなことになってこようかと思うんですが、新たな組織ということで、このことについては議長に委ねて、代表者会議のほうで一度検討をしていただくというふうなことで結論が出たかと思います。

この部会の中でも、協議事項が大きく3項目あったわけなんですが、全部新たな組織へ移すのか、一部だけ新たな組織に移して全協に残すのか、その辺がいろいろ議論が出ておりましたので、ただ方向性は出さなければならないということで、これについては代表者会議に委ねるというふうな方向性が出たかと思います。

続きまして、2項目めの検討課題への取り組みのスケジュールについてということでございます。これは、これまで何度か提出をしておりますが、こういうA3の横の大きなスケジュール表でございます。その中で、前回、完了した検討課題には水色の網かけがしてございます。広聴広報の関係のホームページの関連につきましては、これは広聴広報委員会に委ねたということで完了扱いをしてございます。それから、議員定数18名での運営についての中の議会運営委員会のあり方の検討、これにつきましても議会運営委員会のほうへ委ねたということで、一応部会としては完了扱いをしてございます。それ以外には若干スケジュールの修正等がございましたので、その修正した部分を説明させていただいておりました。

続きまして、3点目の市民アンケートについてでございます。

前回は、市民アンケートの調査項目、項目だけでしたけれども、案ということで、こういったこと を尋ねますということでお示しをさせていただきました。それから、スケジュールのほうも説明をさ せていただきました。

このアンケートにつきましては、一応4年に1回やるというふうなことと、今回は調査対象は1,000人を対象にします。それから、ホームページにも掲載をいたしまして、関心のある方はホームページからダウンロードをして、議会事務局のほうにメールで送信できるような形のスタイルをとりたいと。少しでも多くの人から意見を回収しようということで取り組む予定をしております。ただ、この1,000人による回答と、ホームページからダウンロードした回答というのは、やっぱりちょ

っと分けて整理はしていきたいというふうなことで、ご確認いただいたかと思います。以上でございます。

○部会長(竹井道男君) ちょっと文書にまとめてなかったんでわかりづらいかと思いますが、第20回の検討部会で、改めて議長のほうにお願いをして、正副委員長会議のほうでもう少し煮詰めてほしいといったのが、議会から審議会等へ委員の派遣を廃止した、検討課題5ですね、この部分と、それから議決を要しない計画等への議会の意見反映、これが検討課題の14番、この2つ。さらに、それに連携して常任委員会年間スケジュール、この3つに関しては議長のほうへ、ちょっとまだ動いてはいないような感じですけど、議長のほうにもうこれを委ねて、正副委員長会議の中で少し議論を願おうかなということで、前回整理をさせていただきました。

それから、議会報告会はちょっと置きまして、新たな取り組みということで、今も説明がありましたが、検討課題の35番ですね。政策検討会議の設置という、これもいろいろちょっと、常任委員会なのか、全協なのか、ここなのかというふうなご議論もいただきましたけれども、当初、19回のときの各会派の集約は、まあまあつくってもいいんじゃないのみたいな議論もありましたので、少しこれについては、これも代表者会議のほうに持ち込んだほうが、結局、会派の意向とかを確認することになりますので、これも議長のほうに前回お渡しをしたところです。これもちょっとまだ動きとしてはないということなんで、またこれも改めて確認をしようというふうに考えております。

それから、議会報告会については、この後もありますが、市民アンケートに少し載せてありますので、その辺の市民意向というのも少し確認した上で、どのように進めていくか、もう少し時間を置かせてほしいと。基本的にはやってもいいというふうな方向性も出ておりますけれども、もう少し、開催する上でどんなことが課題になってくるのか。当然整理したほうが、やった瞬間にいろいろトラブっても困りますので、多くの事例が、もう既に多くのところでやられているので、失敗しないような動きというものをもう少し時間をかけさせてほしい。そんなところでまとめましたので、一度頭の中の整理もお願いをしたいと思います。

その内容はよろしいですね。前回、皆さんのお話があった内容は、そういうふうにまとめさせていただきましたので、多くのものが議長のほうに委ねて、代表者会議、正副委員長会議、そこでもう一 逼議論してもらおうというふうにしましたので、またその結果を受けて、こちらにまたリターンして きますので、その段階でまた改めて確認をしたいというふうに思います。

1番目については以上のような内容で、前回の議論の確認ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、2番目の議会改革白書への掲載内容については、この一月の間に決め事がありませんで したので、今回はなしということで報告をさせていただきます。

それから、3番目の議題に入らせていただきます。

今、8項目ここには並べてありますが、先ほどの前回の確認事項と関連するものとして、④の全員 協議会の調査結果というのから先にやらせていただきます。

これは亀山市における全員協議会の位置づけが、前回も言いましたけど、ちょっと異質というか、 亀山市は毎月やっておりますけれども、じゃあ県内の全市がやっているのかということで調査をいた しました。その報告書が資料4に、お手元に配付がしてありますので、事務局から少し資料について 説明をいたさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。 ちょっと説明のほうをお願いします。

渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは資料4、A3の縦をごらんいただきたいと思います。

13市の全員協議会の内容について、聞き取りでしたけれども、調査をさせていただきました。

まず、要綱とか規程とか、例規を整備しておるところは7つ、うちを含めて8市になろうかと思います。

それから、開催状況でございますが、亀山市議会と同じように定例会の月を除く毎月やっているというふうなところは、鈴鹿市、伊賀市が該当してこようかと思います。それ以外は、定例会のときとか不定期というふうなことで、回数的には鈴鹿・伊賀市と、うちの亀山市が一番多いんじゃないかというふうに思います。

内容等のほうをごらんいただきたいと思います。

各市議会、ばらばらのような状況でございますが、まず津市につきましては、執行部から説明を受け、質問も受け付ける。内容によって、全協か委員会協議会へ諮るかを振り分けておるというふうなことでございます。

四日市は議員説明会ということで、執行部からの重要事項の説明を受ける。これが年4回。それから、議案聴取会ということで、議案に関する説明を受けると。開会前1週間前に開催をし、予算・決算時においては委員会別協議会も開催しておるというふうなことでございます。

伊勢市につきましては、人事案件など、執行部からの申し出により随時開催。委員会協議会等で、 報告、質問を受けているという状況でございます。

松阪市は、議運に諮り、周知する必要があるものの説明を受けると。一応、委員会協議会が基本ということでございます。議会改革特別委員会の場で協議をしていると。現在、政策討論会の設置を検討しているところであるということでございます。

桑名市は、当局からの申し出に限り開催。一応、全員に周知する必要があるものと。それから、議 案説明ということでございます。議員提出議案、意見書などの協議は議運で行い、議会改革に関する ことは検討会でと。ただし、いずれも代表者での協議を経るということになっております。

鈴鹿市は、報告事項、協議事項を区別し、執行部が申し出ると。協議事項があれば、協議すること もあるということでございました。

名張市は、議案の審査等に関し、協議または調整を行うということでございます。政策調査部会、 これは会派代表者のメンバーで構成しておりまして、討議、提案をするということでございます。

尾鷲市は、執行部からの報告を受ける場ということです。

鳥羽市につきましては、議案の審査、議会の運営に関し、協議または調整を行うということでございます。

熊野市は、執行部からの報告を受ける場ということでございます。

いなべ市は、議員懇談会、報告の場ということで、非公開です。

志摩市は、議案に関するものの報告を受けるということでございまして、全協終了後に議員総会を 開催しておると。これは非公開でございます。

伊賀市は、報告の場、議会の事務的なことについて協議する場ということでございます。それから、 協議事項については政策討論会ということでやっておるということでございます。以上でございます。 ○部会長(竹井道男君) 前回、全員協議会が、もともと議会基本条例をつくるまでは規程すらなかったというか、いつも言いますが、先輩に聞かされているのは、現金で報酬をいただいているときに、毎月20日に報酬の支給があるんで、そこに合わせて、今やっているような市長の報告とか、議会の報告をやる場として使っていました。主にそういうことにしてあったと。ですから、あくまでも確認の場というんですかね、協議といっても、ほとんど協議はないと。ですから、細かい協議は代表者会議でみんな決めておりますので、今でもそうですけど、最終の確認の場というふうなやり方をしておりました。それで、条例をつくるときに当時の議長が規程をつくって、その内容にああいう協議事項が今振り込まれてきたということですので、まだ4年ぐらいしか経過をしていないというところで、政策検討会議の場というものを提言はしたわけです。

これは、ですから全員協議会というものをもう少しきちっとした位置づけにしておきたいというのと、まちづくり基本条例をつくるときに、当時のまちづくり協議会の議論をする委員の方の中からは、全協で勝手に決めているんじゃないかみたいな議論もありまして、だから当時、全員協議会というのが、どうも秘密裏に行われていると。当時はまだ公開しておりませんでしたので、何か内々で決めているんじゃないかみたいな印象を持たれてきたと。そういうこともあって、全員協議会は議会基本条例制定後、公開にしました。だから、公開を今しています。誰でも見に来られるわけです。ですから、来ていただければ、何もそんなことやってないというのがよくわかるんですけど、ただ協議事項にこれがある以上、公開の場でそんなことをじゃあやるのかということで、しつこいですけど、新たな体制をつくったほうが、看板をちょっと変えてしたほうが市民の理解もいいんじゃないかなということ。

たまたま今見ますと、松阪と、それから伊賀かな、政策討論会みたいなのもありますので、少しそういうふうな機能というものを付加して、議論するところはきっちり明確にしておくと。全協は報告の場だというふうな色分けをしたほうがというふうな思いから、検討課題カルテに上げさせていただきました。これは、今、議長のほうに、これも預けましたので、また少し議論の経過を待ちながら、どういう方向性になるのか。現状でいいということであれば、またこのまま走っていきますけど、現状でよければいいなりに、さらにもうちょっとルールを明確にしないとまずいので、少しその辺も含めて議論の経過を見守りたいと思います。一応内容はこういうことですので、亀山市は特異なほうということになろうかとは思います。

よろしいですかね、この内容は。内容だけですのでね。

それから、③の常任委員会の年間スケジュールについて、次に報告をいたさせます。 渡邉室長。

〇議会事務局員(渡邉靖文君) お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。

これまでのこの部会の場でも、年間スケジュールというような形で一応は出させていただきました。 5月に開催されました所管事務概要説明の各委員会協議会の場で、各種計画の一覧を出していただい ております。その中で、26年度に新たにつくるもの、もしくは見直し・改定するもの、それにはそ の年月を入れてくださいと。それから、新たにパブコメを実施する予定のものには、その印をつけて くださいということを新たに明記させていただきました。

それを受けて、それを全部見ますと、今回、今年度中に新たに策定もしくは改定する計画は、全てこの教民の所管になります3点。3月のところに書いてございますが、亀山市高齢者保健福祉計画、第3期亀山市障がい福祉計画、新規で亀山市子ども・子育て支援事業計画、この3つが今年度の年度

末3月に改定をされるということでわかってまいりました。これらは全てパブコメも実施予定ということで、総務、産建につきましては、今年度改定予定で、なおかつパブコメがあるものは該当がございませんでした。

あと、欄外に書いてございますが、意見交換会の関係で、まず水色の網かけ部分、地域社会振興会、 社会福祉協議会、シルバー人材センター、土地開発公社、これについては予算・決算書がそれぞれ議 会に提出されるということで、前回の検討部会において、これについては意見交換会をやっていこう ということで、正副委員長会議のほうに委ねるというふうなことですので、これについてはそれぞれ の委員会のどこかに、この意見交換会のスケジュールが入ってこようかと思います。

それから、総務の行革推進委員会、それから教民の国保運営協議会、これにつきましては、以前の 正副委員長会議で、それぞれ総務、教民と所管が決まりましたけれども、前回の部会の方向性の中で も、これについてはもう少し議論をしていこうと。例えば行革の関係であれば、予算決算のほうでど うなのかというふうな意見もございますので、この辺はもう少し協議していこうということになって おります。するとなれば、これもこの1年間のスケジュールのどこかに入ってこようかと思います。

それから、オレンジの網かけ部分なんですけれども、教民の中で、亀山医師会・歯科医師会との懇談、これは昨年度やっております、教育民生委員会の中で。今年度も、この団体さんのほうから懇談会を持ちたいというふうな話もいただいております。

それから、産建の中の農業再生協議会と農業振興地域整備促進協議会、これは議員を派遣しない時点で、当時の会長のほうから、であれば農業に関しての懇談の場を持ってほしいという、これも要請でございますので、このオレンジの2つも、この1年間のスケジュールのどこかに入ってこようかと思います。

それから、各委員会それぞれ視察の時期、それから意見交換会の時期が固まってきておりますので、 それらもここに記入をさせていただきました。

ですので、あとはこの下の所管事務調査以外の関係の意見交換会、それからこの計画に関する関与をどの時期でするのか、そういったところを一度、正副委員長会議のほうで議論していただきたいというふうな形で、今回、資料を出させていただきました。以上でございます。

〇部会長(竹井道男君) 年間スケジュールもつくるということで、前回確認をとって、特にこの5月の所管事務説明の最後のページに、各計画一覧表が全部記載がされました。昨年がわかりづらかったんで、ことしはきっちり何月に改定しますというふうな明記がされておりますので、各委員の方も自分の所管の委員会の最後のほうを見ていただくと、ことしはこういう計画が変わるなということがわかるような、これも見える化で取り組んで、その中から教民については、これだけのものがあると。

特に、一番下の子ども・子育て支援事業計画というのは、これは今、鳴り物入りで、国も動いている、これからの子育てを全部管理していくような一番新しい大変重要な計画もこの3月末には上がってきますので、残念ながら10月で任期が切れますので、11月の新しい18名の議員の中で、これは議論をしていただきますけど、このもの自体はそのまま引き継がせていきますので、少しこういうものを入れ込みながら、この1年何をすればいいんだというふうなことを見ていただくと。

それから、意見交換会の網かけの部分は、土地開発公社が若干、緑風さんのほうがペンディングがありましたけれども、予算・決算書をもらっているところは一気にやるというぐらいの気持ちのほうが、ここはやってここはやらないというわけにいかないんで、やりたいなということと、それから歯

科医師会と医師会については、向こうから1回要請があって、今回も何かまた要請が来ているという ことなんで、こういうのはその時期時期に入れ込めばいいと。農業は絶対にお約束でしたので、これ はやっていただかなあかんなというふうなところ。

それから行革は、ここにも1年分ぐらいのやつをちょっともらったんですが、余り大したことはやっていないというか、行革大綱の議論ぐらいしかここはやってないんで、私たちは案が出れば議論できるし、それから行革に関しては9月の決算で議論できるように、今、予算決算委員会ではできるような資料提供を求めて、去年からたしかそういう格好になっておりますので、これについてもどういうふうに進めるか、もう少しここは時間をいただきたいというふうに、ちょっと理事者と詰めないと、この辺が結論が出ないもんですから、もう少しここは時間を頂戴したい。

国保の運営協議会も、事務局との意見交換はたしか1回やったんですね、教民で。これも値上げのときに慌ててやるんじゃなくて、例えば年に1回ぐらい、今の国保の状況、どんな状況なのかというふうな確認を確かに議会でやったことはありません。決算はありますけど、とりたててそこを呼んで、今の収支状況はどうだとか、今後どうだという議論はしたことがないんで、それで値上げになると、突然、賛成・反対という、どちらかという議論になってしまうと。ですから、これも何年に一遍かは改定になるものですので、やはりこの辺もどうしていくのか。これは委員会のほうの議論になろうと思うんです。ここの議論じゃなくて教民委員会のほう、正・副委員長さんの思いですよね。これも含めて国保については、協議会と議論という意味じゃなくて、国保の状況を知るような議論というものがきっちりあったほうが、決算のときに幾ら議論しても5分か10分の議論ですよね、あの国保の議論。それから、こちらが思うことを議論するだけで、向こうからの思いをほとんど聞くことがないということなんで、この辺も、この2点についてはもう少し理事者のほうの詰めも要りますので、ちょっと時間をいただきたいということですので、年間スケジュールを見ていただいて、まだまだ残りの10月までにやらなきゃいかんことが結構委員会は残っているというふうになっていますので、一度確認だけ。

それから、スケジュールも持ち越しますけど、またこれも3委員会なのか、2委員会なのか、複数常任なのか、この議論も皆さんにまた7月には出しますので、委員会の数の議論を今度は皆さんのほうではしていただかなあきませんので、それとも関連はしますけれども、とりあえず3委員会であれば、このまま引き継ぎとして、これは持っていこうというふうに考えておりますので、この確認だけはお願いをしたいと思います。

よろしいですか、このスケジュールに関しては。

(発言する者なし)

〇部会長(竹井道男君) だから、まだまだこれも正・副委員長に、きょうは議長がいらっしゃらないんで、またプッシュはしますけれども、ちょっと議長のほうには急いでいただかんと間に合わんのかなというものもあろうかと思います。

それじゃあ、これで年間のスケジュールと全協が終わりました。

それから次に、まず簡単なほうから行きます。

②の政務活動費の会計帳簿の公開についてをやらせていただきます。

渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

これは25年度の政務活動費の報告書、各会派のものを全て取りまとめたものでございます。

現在の政務活動費の公開につきましては、議会ホームページには、この1ページ目の政務活動費収支報告書、このかがみ1枚、これをホームページで公開しております。それから、議会図書室のほうでは、このかがみの収支報告書と、その裏面にございます会計帳簿、これを自由に閲覧できるようにしてございます。あと政務活動費には、これの証拠書類として領収書があるわけでございますが、それにつきましては情報公開による対応ということで、情報公開請求があれば、お見せするという形になっております。

この政務活動費につきましては、もう既に議会図書室で、この会計帳簿までも自由に閲覧できるようにしておりますので、公開していることと同じですので、ホームページにも公開してはどうかというふうなことで、この検討課題28に上がっておりますので、この部会のほうで方向性を出していただければというふうに思います。以上でございます。

○部会長(竹井道男君) これについては、課題番号の28番、政務活動費の執行及び公開という、これは15条にこういう項目が載せてありまして、公開内容の検討ということで、詳細な報告の検討ということで、今、事務局から説明がありました。この裏側の詳細版というんですかね、これをホームページに載せようということです。これでちょっと皆様のご意見を頂戴したいというふうに思います。

こちらの意向は、もう載せてしまおうと。図書室に来れば見られるんで、ホームページにも同じものを載せて、市民のほうへのご理解をいただくというふうな考えなんですけど、少しご意見があれば頂戴をしたいと思います。

領収書までは出しません。議会によっては領収書もホームページに張りつけているところもありますけど、領収書についてはホームページでは公開しない。ただ、1円まで領収書はいただくような今仕組みですよね。どこの市議会もそうですけど、1円まで領収書はつけるというふうになっておりますので、少しご意見があれば頂戴をしたいと思います。

簡単に言えば、やってほしいわけですので、嫌だという人だけ言っていただければ結論は早いと。 多分、すぐには決められないとは思いますけど、一応方向的に、感覚的にいいよということであれ ば、これは代表者会議で、情報公開は代表者会議の議論になっておりますので、ここで方向性的にい いという判断をいただければ、代表者会議で持ち込んで、そこで確認の上、正式に載せるかどうかは 決めさせていただきます。情報公開は代表者会議の協議事項になっておりますので。

どうですか。特段、改めて見直して、自分の会派が何に使っているかというのがよくわかりますので、領収書も全部ありますので、逆にそれによって批判を受ければ、またその部分を我々が変えていけばいいわけですので、よろしいですかね。代表者会議に、こういう意向で協議してほしいというふうに持ち込ませていただきますけれども。

(「はい」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) 一旦、これも会派のほうにまた持っていっていただければ、そういうことで代表者会議がありそうだというふうに言っていただければ、また議長と相談して、ちょっとどのタイミングかは、本会議が始まっていますので、多分終わらないと無理だと思いますけど、できれば私たちが在籍している間には、この10月までには、今の任期中にやっておきたいと。人がかわると、またいろいろ出ますので、一気にそのうちにやっておきたいという思いもあります。

よろしいですかね、この方向性としては。

(「はい」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) それから1点、私が言うと叱られますが、公明党さんのまとめ方が若干ほかと違うということで、またこの辺も、見られたものがつくられたものとは違うようなものになっておりますので、少しその辺の調整もまた。この表記の仕方が、出されたものと、今お持ちのものとは違います。ほかの会派とは表記の仕方がちょっと違うんで、少しその辺も今後、これは経理責任者会議というのもつくれるようにしてありますので、またご説明のほうを。

簡単に言えば、詳細に書いてあるんです。細かく書かなくてもいい部分まで書いてある。だから、 簡単に言えば、会計帳簿みたいなものがそのまま来ているんで、体裁としてはこういう書式になって いますので、少しその辺は今後調整が要るかなあというふう。これは経理責任者の会議も開くように、 前に1回たしかやったと思いますけど、また期がかわれば、そういうのをやって、説明会もできると 思いますので、少しそこだけはいじってありますので、違うというふうにお思いにならないように。

じゃあ、これにつきましては一旦……。

(発言する者あり)

〇部会長(竹井道男君) そうです。公明党さんの提出された資料は、もっと細かいです、中身が。 それをほかの会派の書式にまとめるとこうなるというふうになって、二度手間をかけていただいておりますので。

ですから、改めて一人一人の議員の方も、細かくここまでは見ていらっしゃらないかもしれませんので、会計管理者の人が全部おまとめになって報告だけですので、改めてまた見る機会というか、自分たちもどんなものに政務活動費が使われているということもよくわかりますので、また議員の方は自分の会派がどういうものに使っておるかも説明できるようにやっていただかないと、ホームページで見たあれはどうなっておると聞かれたときに、せめて自分の会派の中身ぐらいはすらすらとできるようなことも今後必要になろうかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、28番については代表者会議へ一旦お渡しをして、改めて公開の是非についてはご協議 を願うということで、今回はまとめさせていただきます。

それから、市民アンケートを最後にさせてもらいます。

次に、5番目の基本条例の理念の抽出についてを議題にさせていただきます。

実は少しお断りがあります。34番ですね、カルテの34番がお手元にあります。この後、詳細は事務局から説明をさせますけど、実は株式会社ぎょうせいに理念の抽出の依頼をしました。ところが、返ってきた回答が、まちづくり基本条例には「協働」というのがいっぱい、市民との協働、それから理事者との協働とか、3者の協働といっぱい書いてありまして、関連する条例をずうっとぎょうせいのほうがチェックをしながら、協働という部分が一番、理念の抽出の前に、「協働」という言葉がどうもひっかかってきますねというふうな回答が来ました。

ですから、私のほうが思っていた理念というところの議論にまで回答がなくて、どちらかというと、 現段階で少し解決しておかなければならない部分の回答が来たということになりましたので、課題カルテの一番上を見ていただきますと、検討課題34. 議会基本条例の基本理念の抽出(協働の定義について)というふうに、理念の抽出を頼んだんですけど、今回はこの協働の定義というものをまとめるというふうにさせていただきます。自治基本条例を将来つくろうかというときのための議会の定義 について、改めてカルテをもう1個起こしますので、これは先送りというふうにさせていただこうと 思います。

実は、ぎょうせいのほうへの業務委託も、この9月までに片づけるものが随分ありまして、4つか5つ全部頼んでしまいましたので、予算がありません。補正予算を組めるものなら組みたいんですけど、なかなか補正は組めませんので、全てこの予算範囲内で全部、ほかの項目で依頼してしまいましたので、ことしの予算では取り組めないんで、少し頼んだものと若干ずれは出ましたが、向こうが思う疑問点に対する回答が来ましたので、先にこっちを整理させてもらうということで、少し確認を願いたいと思います。

それでは、事務局から内容について説明いたさせます。

渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは、お手元の資料 5 番、カルテ番号 3 4 番をごらんいただきたいと思います。

過去に、このカルテは既に皆さんにお配りさせてもらっておりますので、青字の部分が今回追記した部分でございます。先ほど部会長のご説明がございましたように、「理念の抽出」から「(協働の定義)」というふうなことで内容が変わってきております。これにつきましては、今、亀山市にはまちづくり基本条例と、議会には議会基本条例がございますが、将来の自治基本条例の制定をするときに、議会の基本理念を明記するのに、基本条例の中から基本理念の抽出を依頼したわけなんですが、先ほど部会長の話がありましたように、まず協働の定義が必要だというふうなことでございました。

2ページをごらんいただきたいと思うんですが、一番左側、現状分析の一番上には、まちづくり基本条例第6条の議会の責務が規定されておるわけなんですが、「議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない」と、こういうふうなことがまちづくり基本条例には規定がされております。

そういった中で、対応内容の青の部分をごらんいただきたいんですけれども、理念の抽出の前に協 働の定義が必要ということで、市民と議会の協働の考え方の整理が必要だということで、ぎょうせい の報告では、議会の意思決定に市民がかかわるという協働の考え方は、議会の性格上あり得ないこと になるということで、議会の意思決定にかかわらない形での協働についての考察が必要となるという ことでございます。

議会における協働の定義として、市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮することを議会における協働の定義とすると。

それから、検討項目として、協働の取り組みの解釈についてということでございますが、市民参画 という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。市民が議会にかかわれるものについて ということで、これには請願、陳情、要望の提出、市民が議会に直接発言できるものについては、議会報告会や所管事務調査での意見交換、アンケート、それから直接のご意見、こういったことがあろうかと思います。このような取り組みの中から、政策づくりや議会運営の改革につなげていくことに ついても、市民との協働の取り組みに含むものと解釈していくと。

結論としましては、自治基本条例に移行を検討する時点で、議会部分についての理念の定義は改めて検討を行うということで、この部分については、別途新たなカルテを起こして、その定義について

検討していきたいということでございます。以上でございます。

○部会長(竹井道男君) 今、ちょっとわかりにくかったかと思いますが、1ページ目の対応内容のところに、平成26年の3月にぎょうせいから報告書が上がってきました。理念を出してくれというふうに説明をしてお願いしたんですけど、結果的にいただいた報告が、3ページ目の一番下のほうに、まちづくり基本条例と、(株)ぎょうせいの検討すべき事項と。だから、理念の抽出の前に、こういうことがいろいろまだ課題がありますねというふうなものが来ました。この黒字のところが、向こうの書いてきた文章のそのままです。

まちづくり基本条例の前文にも、「市民と議会、執行機関が協働し」とあるんで、これも解釈が要りますねと。

それから、第1条も「市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して」、ここも協働があります。これもどういうことですかねと。

それから、第2条は議会の定義がない。これは、この議会の定義をつくれば自治基本条例になるんで、実はここが欲しかったんですけど、ここについて今後のことになってくる。

第5条の市民の責務にも「市民、議会及び執行機関と協働」、第6条、議会の責務にも「議会は、 市民の参加及び協働によるまちづくり」、それから第10条に協働の原則という一番の大もとがあり まして、「まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進める」ということで、 10条の横に、意味は理解できるが、協働の解釈のみという、これは答弁がないんです、向こうから は。

青字がこっちが考えた、先ほど室長が言いました、それぞれが共通の目標に向かって、それぞれの役割でまちづくりを行うと。だから、重ならないということですね、議会は。だから、手に手をとってやるんじゃなくて、それぞれがまちづくりに向かって、それぞれの意思決定で、3者がそれぞれにまちづくりを行うことを協働というふうにしようかというのが今回の考え、議会の言う協働ということにしたらどうだろうかということを今提言した。ただ、これは皆さんに聞いても、ちょっとわかりづらいことですけれども、こういうふうにしたいと。

この分については、事務局と私のほうで考えて、協働の定義をつくって、改めてぎょうせいに確認をとりました。そうしたら、それでいいだろうと。この考え方で特に問題はありませんというふうな回答ももらっておりますので、2ページ目の青丸の2つ目ですね、議会における協働の定義については、これをそのまま使おうというふうに考えております。

ですから、まちづくりの関係で、議会と協働じゃないかと言われたときには、この文章がきいてきます。市民と議会が手をとり合って物を動かすということは基本的にはないというのがぎょうせいの考えですので、とはいうもののどこかで手に手をとらなきゃ、全く握手もせずにということはできないんで、検討項目に、こういうものは市民の方が直接、議会側に関与できるんじゃないかということで、請願、陳情、要望、ご意見というものを入れておきました。この辺も協働というふうに幅広く解釈しておけば、直接的な協働と間接的な協働と二面性を持たせながら、少し協働をつくっていこうかなというふうな今流れにしてあります。

ちょっとわかりますかね。非常に概念的な話で申しわけないんですけど。 服部副部会長。

○副部会長(服部孝規君) 以前に、あそこの野登山やったか、山のあれを掘削するという……。

〇部会長(竹井道男君) 鉱山を。

○副部会長(服部孝規君) あの問題なんかは、結果的に、行政、それから議会、市民が、それぞれ やめさせようということで一致して取り組んだというのがあってね。それが協働といえば協働なんや けれども、そのもとには、それぞれの機関でもって議論して決めておるわけやろ、方向性はね。だから、ただ単に市民から言われたから議会も動くとかというんやなくして、議会は議会の立場で議論をして、これはやめさせようやないかと。市民は市民で、これはやめさせようやないかと。行政は行政で、やめさせようやないかと。目標が一致したから、これは手を握ってやったというね。だから、結果として手を握るんやけれども、竹井部会長が言われるのは、要するに初めから手を握るということ がありきではなしに、それぞれの役割を果たす、目標を持って役割を果たしていく中で、一致した目標なら同じ方向に向かっていくという意味での協働というのはあるんやろうなと。そういう理解でいいのやろか。

○部会長(竹井道男君) 今、総務委員会でこの議論がちょうど、まちづくり基本条例の検証ということで、総務委員会でこの議論をずうっとやっています。最後に協働が出るんですよね。だから、例えば10条の協働の原則は、「まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、進める」と書いておけば、それでいいわけですよ。ところが、協働とつけないと、いかにも一緒にやっている感覚がないんで、多分、協働という言葉を接着剤にしているんだと思うんですよね。

協働って何って当然聞かれますので、これでこれが3ページ目の、たまたまネットでいろいろ探して、この「はてなキーワード」というのが一番わかりやすかったんで、この文章をつけておきました。協働というのは、アメリカのヴィンセント・オストロムという人が初めてつくったんだそうです、「Coproduction」という言葉を日本語の造語にして、「協働」という言葉にしたんだそうです。これが井上さんという人かなんかがつくったのかな。それを最初に自治体に導入したのが横浜市だそうです。1999年に協働に関する基本方針をつくったんだそうです。ただ、ここはNPOとかと市とが一緒に行うという協働なんで、議会は書いてないわけですよね、ここには、当然。行政と市民が協働すると。ここは議会はどこも書いてないんで、ただ協働の発端はアメリカの大学の先生で、それを協働と訳し、さらに横浜市が入れ込んだと。だから、いろんな問題を解決するのに、NPOとかNGOとかを入れて一緒にやりませんかというのがどうも発端だと。

ただ、これも最後のところに、ちょっと消しましたけど、重なってやるんじゃなくて、それぞれの 思いでいいというふうにここには書いてありました。ちょっと消しておきました。それを入れると、 「はてなキーワード」のものをそのまま使ったことになるんで、ただいろいろ、ぎょうせいのほうの 言葉もかりると、それぞれが、ベクトルと言いますけどね、目標に向かったベクトルそれぞれが矢が 向いていて、たまたま最後は重なるだけで、最初から重なってはいかないと。3本の矢がくっついて は行かずに、3本それぞれが同じ方向を向いていて、最後にくっつくという、今、服部副部会長がお っしゃったような、そんなことでいいんじゃないかなというのがこの発想です。だから、最初から3 つの矢はくっついていませんよということやね。

森委員、どうぞ。

〇部会員(森 美和子君) 前の副市長の小坂副市長のときに、協働の指針というのが出されました よね。それはいわばこの三角のあれで、私もちょっと見直してないんですけど、あの指針というのは 生きてくるんですかね、まちづくり条例の中には。

〇部会長(竹井道男君) 記憶ないなあ。

もう1つ言わせてもらうと、まちづくり基本条例に議会の責務があるんです。これを証明しなければならないわけ、議会の責務の証明を。議会の仕事は、議会基本条例をつくりましたんで、そこで証明ができます、全部。ただ、協働ということを証明しようとすると、何か要る。議会と市民との協働は何なんだと聞かれたときに、多分、ぎょうせいの人は、そこが問題だとここに書いたんだと思います。これだけ協働と書いてあるけど、議会さん、どう理解すんのやなと。これは課題ですよというふうに投げかけられたんで、いろんなことを調べて、事務局とも相談して、さっきみたいな、それぞれがそれぞれのまちづくりに向かって走っていったらいいじゃないかというふうな協働にしておこうかなと。だから、べたっとくっつかない協働というのがあるのかもしれませんけど、そういうことにしました。

一旦、ですから、これは多分、議論してといっても非常にわかりづらいんで、事務局と、ぎょうせいと、私と3者でいろいろ協議して、ぎょうせいからも一応お墨つきはもらえましたので、一旦この解釈でここは終わらせていただこうかなと。また、次のステップ、次のステップで、またいろんな議員さんが出てきて、それは違うぞということになれば、また議論してもらえばいいです。

だから、「はてなキーワード」、これを引っ張ってきたのも、そういう意味です。アメリカの人がつくって、「Coproduction」だったかな、そういう言葉から出てきて、それを横浜が使って、だから多分、市民と行政の協働なんだと思います。それを議会まで無理やり入れ込んでいるんで、わかりづらくなってくると。議会の責務を入れたがために、こうなったわけですよね。非常にここのところが、まちづくり基本条例の持つちょっとわかりづらさにもなってきているんで、一旦これでこれについては終結をさせてほしいと。

また、これはこれで置いておきますので、また次の見直しなんかをしながら、時代も変わってきますので、やっぱりこうじゃないぞと、もっと議会は積極的に市民とのということであったら、議決には協働はないというふうにはっきり入れていますので、一人一人持たされた権利ですので、議決に関して市民と協働はないということです。自分の責任で議決はしますと。相談はあるかもしれませんけど、それはないわけですよね。それをやろうとすると、自分の議決権を剥奪して、多分、住民投票条例ですわね、極端に言えば。それは完全に自分の議決権を剥奪して、住民の意思に委ねてしまうと。住民投票条例をつくって、その意思に我々は従うといったら、議会の議決という権利を放棄することになる。だから、そこまで入ってしまうと、多分、住民投票条例のことなんかも入ってきてしまうので、今の段階では、こういうぐらいのスタンスに置いておきたいなと。

つくっている人もいないんで、つくった理事者もほとんどいませんので、個人的で申しわけないんですけど、今度、総務委員会とつくった人との懇談会を予定していますので、一度そこで私が聞いてみようかなあと。もう一遍、協働というのはどういうことでしょうかというふうに。その意見も踏まえた段階で少しここは、それから8月、9月できちっとこれは一旦示させてもらおうと。

よろしいですかね、2時半には終わらないかんということを言われていますので。

(「はい」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) わかりづらい概念ですけど、ぼんやりわかってもらいましたよね。べたっとくっついてあるもんじゃないんだと。それぞれがそれぞれの……。

(発言する者あり)

〇部会長(竹井道男君) 理念ですもんで、どうしても言葉だけが走るということになるんで、申しわけないですけど。

ちょっと休憩を挟まずにやらせてもらいます。お茶がありますんで、また。あと30分しかないんで、ちょっと走らなあきませんので。

いいですかね。ちょっと説明と言われても、私もそこまでしか説明できないんで、ぎょうせいのほうもそれでいいと言っていますので、そういう視点で、改めてまたカルテは1個、自治基本条例に向けてというのを起こしておきます。これはいつできるかわかんないですけど、カルテとしては、だから2枚になるんですよね、これが。協働と、もう1個、理念というのと。このようにさせてもらいますので、一度また読み返してみてください。これは今、総務委員会でまさしく取り組んでおる難しいテーマになっていますので、もしこれでよければ、総務委員会のほうにも、これは提出をさせていただきたいもんですから、別によろしいですね。

(「はい」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) じゃあ一応、この内容で総務委員会にも出して、また説明はしますので、お願いをしたいと思います。

じゃあ一応、理念の抽出については、協働の定義というものを整理したと。逆にちょっとまだ、も う1個、理念の定義については、改めて課題カルテだけは起こすということで理解をしていただきた いと思います。

それから、次に6番目、議会の情報化について、これは新規で1個起こしましたので、事務局から 説明をいたさせます。

渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは資料6、カルテの検討課題36番をごらんいただきたいと 思います。

議会の情報化ということで、検討内容につきましては、パソコンやタブレット等の利活用の検討ということでございます。これ区分は、随時のCとしてございます。

現状でございますけれども、現在は会派室にパソコンが1台ずつ設置をされております。昨年7月に、今、ホームページのリニューアルを検討しておりますけれども、それにあわせて議会の情報化に関するアンケートを実施いたしまして、各議員さんの情報化に関する環境であるとか、お考え、そういったものを確認させていただきました。

会派室のパソコンのインターネット利用で、通信が不安定ということと、通信速度が遅いというふうなことで、よく苦情を受けておるのが現状でございます。

それから、パソコン以外の機器、タブレットやスマートフォンの利用をされる方がふえてきております。通信機能のないタブレット等では、無線LANの環境がないため、インターネットやメール等が利用できない状況でございます。現在、亀山市議会では、パソコンやタブレットについては、議場や委員会室には持ち込めないというふうなのが現状でございます。

議論の内容といたしましては、議会の情報化についての議論を行うということで、議員のパソコン やタブレット等の利用についての議論を行う。

情報化ツールとして、これまでのパソコンを中心とした有線LANから、タブレットやスマートフ

ォンへの対応として無線LAN(Wi-Fi)環境の構築を委員会室や会派室に整備して、議員の情報化の促進を図る、そういったことの検討ということでございます。

議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みについて、どのような活用シーンがあるのかは検討をしていくと。あわせて議会資料等の資料のほうの今度は電子化、データ化、こういったことの検討が必要になってまいります。

対応内容でございますが、これまで会派室のパソコンの速度が遅いというふうなことから、この4月からZ-LANの契約を見直しまして、通信速度を、これまで40メガだったのを、160メガにアップをさせていただいております。多分今ですと、うまくつながれば80から100メガの間での通信速度が確保できているんではないかというふうに思います。ただ、今のパソコンが、まだVistaでかなり古いので、それを変えれば、もっと改善されるんかなということで考えております。

まず、26年度の予算といたしまして、この会派室のパソコンの更新を予定しております。既に公明党さんの部屋は、ウインドウズ7が新しくできた会派室に入っておりますが、それ以外の会派室は、全てウインドウズVistarrow1 s t a が入っておりまして、たしか平成19年ごろに導入したものだと思いますので、今回、ウインドウズの8.1でダウングレードで7を入れるというふうなことで、6月には新たなパソコンが設置をされる予定でございます。

そして、ノートパソコンやタブレット、スマートフォンへの対応として、無線LAN(Wi-Fi)の構築をやろうとしております。それは新たに会派室のパソコンが入れかわりました時点で、事務局のルーターを無線LANのルーターに変えて、各会派室でも無線LANの環境が使えるような形を今考えております。

それから、議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みでの活用シーン、どんな使い方ができるんかということを、他市の事例なんかも参考にしながら情報収集を行っていきたいと思っております。

それから、これは執行部との調整になってまいりますけれども、今、かなりたくさんの議会への提出資料がございます、議案も含めてですけれども、そういったものの、今度、タブレットなんかを活用していくことになりますと、それをデータ化してもらう必要がございますので、その辺を執行部とともに検討していきたいというふうに思っております。

この際、一度事務局でタブレットを購入して、どういった使い方ができるのか、ちょっと検討をしていきたいなと思っております。以上でございます。

○部会長(竹井道男君) それでは、一応、今、タブレットをお持ちの方もいらっしゃって、おくれておるやないかとお思いかもしれませんが、議会というのはそういうスピードで動くものでありますので、一つ一つ課題は潰しながらやっていかないと、ただ入れりゃあ済むという問題ではない。鳥羽も見に行きましたけど、大して進んでないというのが私の印象です。それは電子化が進んでないということですね。それから、活用シーンも、パネルのかわりに使っているぐらいの程度、あとメール、テレビ電話みたいなもの。だから、使っている使っていると言う割には、外から見て使っているだけであって、本当に議員が利活用しているかというところまでは進んでいない。だから、どうせやるからには、一挙に皆さんが使い勝手のいいものにいけるような、資料も全部そろえたいなあということで、今、こういうふうなことを事務局とつくりました。

だからまずは、議員の方もいろいろご不満もあろうかと思いますが、議会事務局のほうでいろんな

収集をしてみたり、それから電子化の問題も、なかなかうまくいっていません、今。提出時期の問題とかいろいろあって、要は各部から、今、法制のほうへ上がってくるんですけど、そのデータも生データで上がってきたりしているんで、そうすると議会事務局で全部それをまたつくり変えやないかんと、さらに手間がかかるわけですね。そうすると、時間がないとか、事後でしたら結構あるんですけど、事前にそういうことをやり出すと、とても今の議会事務局でも時間がないというふうな問題もあって、だから理事者側の情報提供のあり方も一遍議論しないと、向こうがきちっとしたものを持ってくれば、すぐ右左動くんですけど、そういう問題が1つ。

それから、タブレットもさまざまなご意見があると思うんです。私もiPadのミニを買って今やっていますけど、これも最近、ウインドウズからも出ているサーフェスというのが、今度、8月にプロの3が出ますけど、ビジネスで考えていくのか、あくまでもデータを見るだけで考えるのか、それからどうやってデータを入れるんだというふうになると、従来型のパソコンに近いものをやっておかないと手間がかかってしようがないと。全部ダウンロードするか、どうやって入れるのかということも非常に難しいですよね。iPadでデータを22人分入れようと思うと、これは非常に難しくなるんで、USBが使えて、オフィスが使えて、タブレットにもなるというふうなもので、一遍事務局にはやってほしいと。

iPadは皆さんお持ちですので、どういう使い方でやるかはわかりますけど、限りなくパソコンに近いタブレットということで、少し理事者を口説きながら、予算化をしてもらうように今頼んでありますので、1台買ってみて、使ってみてと。両方見比べればいいんで、そんなことも事務局でやってもらおうかなというふうには考えています。それができて、初めてどういう活用をしていくのかという。だから、全員が使えないと意味ないですよね。使える使えないという、デジタルデバイドと言うけど、格差があってはいけませんので、それも含めて、どんなものが。これがうまく使えれば、ファクスは要りませんよね。全てメールで済んでしまうと。ところが、今、メールを受け取るのが七、八人しかいない。半分ぐらいかな、メールでやりとりしている人は。

それから、この前の議会情報化のアンケートから見れば、多分3人ぐらいの方はパソコンもないというふうなことになってくると思います。これは叱られるけどね、情報化を見るとね。そうなると、パソコンがないというケースもありますので、パソコンを上げても、今度は家に無線環境がなければ、タブレットをもらっても今度はつながらないということになってきます。 i Padの通信機能を買うかというと、それはまた別物ですので、だからあくまでも仕事で使うタブレットというふうに私は考えていますので、遊びで使うタブレットは勝手に買うてもらえばいい、自分でね。あくまでも仕事に使うということを前提に、少し事務局とは今調整をしようかなと。

ですから、ありとあらゆることを考えないと。だから、ファクスを置くかわりに、別に無線LANの環境を、ZTVと契約して家に引いてあげればいいんですね、議員をしておる間だけ。別に、ネットがつながるように。どうせ千幾ら払うわけですので、設置代を。そこまでやると叱られますけどね、ファクスやないとあかんという人もおりますので。いろんな意味も含めて、もうちょっとこれはかかりますので、また徐々に皆さんのほうのご意見を頂戴していこうと。

ですから、議論にはまだなりませんけど、一応、こんな案をとりあえず提示させていただきました。 徐々にまた資料が集まってきた段階で、皆さんのほうにはご報告をさせていただきますので。多分、 6月以降になりますと、タブレットで、通信のついてないタブレットをお持ちの人でしたら、WiFiで6月にはつながりますので。そうなりますので、議会事務局から電波が飛びますので、パスワードをいただければ、ここで全部つながりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

結構、タブレットの持ち込みとかいろいろあるんで、もうちょっと待ってほしいと思います。議会とか行政というのは、きちっと整備した上でやらないと、使える人、使えない人の問題もありますので、使えない人からクレームがついちゃうと、全くできなくなっちゃいますので、みんなの理解を得た上で、俺も一遍手を出してみようかなという環境もつくらないけません。ちょっとそんなところで、徐々に対応内容を、また出始めましたら報告をいたさせますので、またよろしくお願いをしたいと思います。ちょっとおくれましたが、ようやく。

それから、7番目の逐条解説について、次に報告をいたさせます。 渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは、資料7のカルテ37番、議会基本条例逐条解説の改訂に ついてということでございます。これは区分は随時、Cでございます。

検討内容ということでございますが、議会基本条例は制定以後これまで、一部改正を2回行ってきておりますが、これについて、もとの議会基本条例には逐条解説が整備されておりますけれども、この一部改正に合わせた逐条解説のほうの改訂がしてなかったので、この辺につきましては、株式会社ぎょうせいのほうにも委託を昨年いたしまして、改訂を依頼しておりました。先般、その改訂内容もまとまってまいりましたので、次回の6月に開催予定の検討部会の場で、逐条解説の改訂したものをお配りさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〇部会長(竹井道男君) 逐条解説は、もうでき上がってきています、3月末の契約で。もう少し整理をして、A4判できっちり出させていただきますので、古いほうのやつはあるんですけど、議員定数かな、あの辺が変わりましたので、政務活動もちょっと変わっているんで、つくり変えたものを次のときには逐条解説と一緒に、それを出せますんで、あえてちょっとカルテも起こしてきました、取り組んだ内容ですので。これについては次回、お手元にお渡しをするということで、確認をお願いしたいと思います。

それでは、残りました1番の市民アンケートについてに入らせていただきます。

市民アンケートは本来、きょう、これも前回お話をしましたが、スケジュールがタイトになっておりまして、中身の議論までお願いすると、とても9月には間に合わないんで、原案については事務局と私のほうで調整をするということで、今、ぎょうせいのほうにもお願いがしてあるんですが、ちょっとまだ完全にでき上がっておりません。今の段階でほぼ原案に近い内容ができ上がっておりますので、少し、こんな雰囲気のものということで、事務局のほうから説明をいたさせます。ただこの後、ぎょうせいともう一度練りますので、もう少しまだ内容が変わってきます。その段階でまた検討部会の皆様には全て資料の提出はさせていただきますので、あくまでも原案ということで、きょうは確認をお願いしたいと思います。

それじゃあ、説明を。

渡邉室長。

〇議会事務局員(渡邉靖文君) それでは、資料1のアンケート、市民意識調査の資料をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、実施時期といたしましては、6月の下旬に発送をしたいと思っております。

対象は、20歳以上の市民から無作為に1,000人ということでございます。

中身をごらんいただきたいと思いますが、まだこの中の調査内容につきましては、私どものほうから、こういったことが聞きたいということが反映されているもので、まだ委託先である株式会社ぎょうせいのノウハウなんかが、まだこれには反映されておりませんので、若干その辺を盛り込んだ形でアンケートとして完成させたいというふうに思っております。まだこれは、うちの意見というふうなことでございます。

まず、1ページについては、属性につきましては、これは総合計画のほうで企画が実施されたアンケートと合わせた形の内容の6項目を尋ねる事といたしております。あと組み立てといたしまして、うちの案ですけど、市議会の仕組み、それから議会に関する情報、それから議会への市民の声の反映、議会の活動、議会改革、こういった形で区分をしておりますけれども、この辺もぎょうせいと詰めながら、多分、若干変わってくるんじゃないかと思いますが、説明は以上です。きょうまた、ぎょうせいのほうと詰める予定でございます。

○部会長(竹井道男君) ぎょうせいのほうからは、どういうところに視点を置いてアンケートをとるんだというふうなことの確認が来ているということで、一応私のほうとしては、現状がどの程度の認識なのかと。初めてのことですので、市民の皆様がどれぐらい議会のことをご理解されているというか、わかっていらっしゃるのかというふうなことを軸に事務局のほうにも作成をしていただきました。だから、余り細かな聞き方をしても、極端に言えば、議会の活動をよく知らないというところと、クロス集計と言いますけど、知っているところで動かすとか、知らないところからこんなところという、集計がいろんな集計ができますので、やはりまず知っている知っていないとか、聞いている聞いていないところを軸に、例えば聞いている人が少ないのに幾らそこの議論を重ねても余り参考意見にならないんで、全般的にどんなふうに議会を見ていらっしゃるのかなというところで質問については成り立っています。

ですから、大体見たことがあるとか、これを見たとか、将来、ライブ中継のことも9月からやりたいと思っていますが、問い16では、ライブ中継をする予定ですが、見るようなことはどうでしょうかみたいなことも入れておきました。

それから、議会改革のところですね。最後の議会の活動について、どうしてもこれ、定数と報酬と 政務活動費についてはちょっと聞かざるを得ないのかなということで、今、24番は、単純に39と いうふうに書いてありますけど、ここには全国市議会議長会の調査結果を載せます。大体5万人市規 模で、これぐらいが全国的な平均となっていると。大体平均が39万ぐらいだと思いますので、そう いうふうなものを1個入れて載せようかなというふうに考えておりますので、判断基準がないまま高 いか安いかと聞けば、高いというふうになってくるんで、少し判断基準について入れていこうかとい うふうなことを考えています。

(発言する者あり)

〇部会長(竹井道男君) それから全国市議会議長会の資料がありますので、そういうものについては入れるように全部しますので。

議会改革のところに、ここには、問い28番、7ページ、一応こんなことをしていますということが入れてあります。録画配信をしたりとか、所管事務調査をしたりとか、こういうことを知っていますかというのと、問い30で議会報告会、これは31、32になるのかな、ちょっと番号はずれてい

ますけど、最後のところで議会報告会の内容について確認をするようにしております。

特に、この前もちょっと話をして、議会報告会の内容についても、若干こういう格好で入れました。 特に今まで聞いてますと、地域課題のことが非常に多いんで、だからこうやってわざと地域課題、子 育て、教育、健康、産業、林業云々と、だからさまざまなことが意見交換会としてはテーマに上がる んですよということを市民の方にも理解していただくために、どのようなことを聞いてみたいですか ということでは、細目は入れさせていただきました。そうしないと、ちょっとわかりづらいことにな るかなという。そういう仕掛けまではしておきましたので、あとはぎょうせいのほうと調整をして、 さらに行政側の考え方も放り込んだものを……。

一応、6月末ぐらいには発送予定になりますので、ぎょうせいとの調整ができました完成版については、改めて、部会は開かないかもしれませんが、皆さんのほうに配付をいたしますので、それにて確認をお願いしたい。

西川委員、どうぞ。

- **〇部会員(西川憲行君)** 問いの6番、議会の役割には、市政の監視と評価、市政への政策提言がありますが知っていますかというところで、当てはまるもの全てに丸印となっていますけど、おかしいんじゃないかなあと思います。
- 〇部会長(竹井道男君) 服部副部会長。
- **○副部会長(服部孝規君)** 気づいたところで、問い1の世帯構成、③、これの3と4が全く一緒の項目。だから、これは2世代、3世代。

それからもう1つは、ちょっと気になったのは、6の議会改革の問い29ですね。今後も議会改革 は必要だと思いますかというのを聞くことが何か、思わないという声が多かったら、議会改革はせん のかえと勘ぐられへんかいなと思って、議会改革そのものは我々も必要やと思うし、あえてこれは聞 く必要ないんではないかなと私は思うんです。だから、あえて聞くというのが、何でそんなんやった らこういうことを聞くんかなと、市民に。というようなちょっと思いがするんで、それだけ。

〇部会長(竹井道男君) これは回答を変えればいいね。さらにやれ、今のままでいいぐらいにしておけばいい。

ポイントは、さっきも冒頭に言いましたように、何を聞きたいのかということがぎょうせいからも問われているんで、私としては、だからどの位置にあるのか。1番のよく知っているとか、知らないということを軸にやっていこうかなと。知らない、わからないというところを次の議会改革としてテーマとして上げればいいんで、余り根掘り葉掘り深く、微に入り細に入り聞いても、もともと関心のない人は、そこはほとんど回答に上がってこないんでという視点を入れようかなというふうに事務局とは調整をして、この後、ぎょうせいとまた調整をとりますので、またお気づきの点があれば事務局のほうに言ってください。ただ、完成品はもうそれで走らせていただきますので、そこはご容赦を願いたいというふうに思います。

よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) こんな感じですけど、初めてやるものなんで、どんな結果が出るか、少し見たいと思います。

中﨑委員。

- **〇部会員(中崎孝彦君)** アンケート、無作為の1,000人。これって、何か世代別というか、そんなふうなあれで無作為というふうなことはできやんの。
- 〇部会長(竹井道男君) 渡邉室長。
- **○議会事務局員(渡邉靖文君)** 1,000人で一応無作為ではあるんですけど、一応、地域が偏ってもあきませんし、年齢が偏ってもあきませんので、地域と年齢については、うまくバランスよく散らばるような形で1,000人と。無作為でありながら、一部……。

(発言する者あり)

〇部会長(竹井道男君) だから多分、理事者がやっているアンケートがありますわね。あれに倣ってやらせていただきます。決してずれないように、これは住基でぱっと引っ張り出すと思いますんで、条件を入れて。

問題は回答の内容ですので、何%回答が上がるのかというところと、それから我々が思うような回答になってくるのか。もっとこっち側にいるのか、もっとこっち側にいらっしゃったら、それをどうやって引き寄せるかというのも次のテーマになりますので、初めてのことですので、少しその辺は大目に見ていただければ。

じゃあ、いいですかね。これは申しわけないですけど、6月中旬までにでき上がってきますので、 その段階で配付をさせていただきます。その内容については事後承認ということで、手を入れずに、 とりあえずオーケーはしてほしいという。4年後に向けて、また課題があれば残しておきますので、 お願いをしたいと思います。

最後に、今後の取り組みということで、本来きょう出す予定のものがちょっとおくれましたので、 あと2点ほどあるということだけ報告を事務局から。

渡邉室長。

○議会事務局員(渡邉靖文君) それでは、8番目の今後の取り組みということで、まず検討課題8 の議会要覧の確認・見直しということで、これはもう事務局の不手際でおくれておりまして、申しわけございません。やっと案ができ上がりまして、今、事務局と部会長のほうで内容を最終確認中ですので、次回の部会でお配りをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、検討課題22のほうの議長・委員長の責務についてということでございます。

これは、議長と委員長の責務を議会基本条例の中に明記をしたいというふうなことで検討課題が上がっているわけなんですけれども、今現在、地方自治法の中にも議長の責務がうたわれております。 それと、うちの亀山市の委員会条例の中にも、委員長の責務という表現はとってないですけれども、 委員長はこうあるべきというふうなのが1行入っております。ですので、その辺、法や条例と重複規 定になってもあきませんもんで、その辺が重複にならないような形の文言で今検討を進めておりまして、これも次回、その内容をお示ししたいというふうに思っております。

それから、お手元に資料8でスケジュール一覧、今回また新たに出させていただいております。これにつきましては、優先順位1番の一番最後に37番がありますけれども、これは今回新規で、逐条解説の改訂をつくったやつは、優先順位は1番で一番最後に今入っております。

それから、議会の情報化は、優先順位の区分2番の一番最後に入れてございます。

それから、先ほど言いました議長・委員長の責務については、優先順位1番の課題番号22番、この部分でございますが、これを次回出させていただくと。

それから、同じく優先順位1の、その2つ下で課題8番、議会要覧の確認・見直し、これをまた次回の部会でお配りさせてもらいますという、以上でございます。

〇部会長(竹井道男君) 議長・委員長の責務についても、実は議長が総務委員の委員から外れていただきました。これは本人が外れれば外れるということで確認されております。ただ、この外れるという意味が、議長の中立公正性という問題から来ておりますので、委員長の責務や議長の責務が入れてある基本条例もちょこちょこ見ますので、やっぱり入れておこうと。特に委員長の中立公正性という問題も非常に重要なことになってきますので、議会運営は民主的かつ効率的にというふうなことも入れてつくらせていただきますので、やはり委員長になった人、議長になった人の責任の重さというものをここでうたっておきたいと。これができ上がりますと、議長の委員の就任については、それをもとに委員には就任しないというふうな委員会条例のほうに持ち込もうというふうな流れで考えておりますので、次のときには提出をさせていただきます。

それから、議会要覧も、実はこれぐらいの厚みのものになってきて、ありとあらゆるものがこれを 見ればわかるように、手続が全部ここに書くようなことで、これはどんどん改廃をしていくというも のですけど、それのようやく原案ができ始めてきたかなと。これはずうっと書きかえるものですけど、 それをまた次に間に合えば提出をさせていただきます。ですから、次はこの2つのものについては提 出をさせていただこうと思っております。

それから、次回の開催日程については、6月定例会が終わった後、20日が終了ですので、その後から7月の頭までには1度、アンケートのこともありますし、もし間に合えば、さっきの次回部分というのもありますので、また事務局と調整して、6月末ぐらいにはやりたいなというふうに。ただ、作業スピードがちょっと、合わさないと、今決めておいても間に合わないとまずいんで、6月最後から7月の頭、その辺にかけて。

次は多分、18人の委員会をどうするんだという議論にいよいよ入らないと、これも間に合いませんので、これも今資料をつくっておりますので、その辺の動きも合わせながら、一番最重要課題になる、議運のメンバーは議運でやってもらいますけど、委員会のほうはここでしかやれませんし、ここである程度煮詰まれば、代表者会議のほうにまたこれも持ち込まないとだめなんで、ちょっと次回はそれも入るように努力をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっとはしょりましたけど、全体を通してでも結構ですが、何か確認されたいこととかありましたらお受けしますが、よろしいですかね。

(「異議なし」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) じゃあ、ちょっと理念なんかのところはわかりづらいことにはなっておりますけれども、ああいうふうに定義をつくるということで、定義というのはそういうものだと思いますので、解釈の定義をつくりましたんで、また少しお願いをしたいと。あとは正副委員長会議で、きょうは議長がおりませんので、議長に今依頼しているのもどっとありますので、これが片づかないと、これも進まないというふうなものもあります。

アンケートは、くどいようですけれども、こちらのほうにお任せ願いたい。

それから、髙島委員からホームページのことも言われていましたので、これはあくまでも参考程度 というふうに明記をして、せっかくなんで、一度意見を出したいという人もおるかもしれませんので、 またこれは参考程度で、データには載せませんと明記してやらせていただきますので、よろしくお願 いをしたい。

ちょうど5分前ですが、予定どおり終わりましたので、次回はじゃあまた改めて本会議中にでも日 程調整をさせていただきますので、6月末、7月の頭、頭に置いていただければありがたいと思いま す。

それでは、よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

〇部会長(竹井道男君) どうもありがとうございました。

午後2時25分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 26 年 5 月 29 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男